

# 災害対策拠点事業に関する協定書

公益財団法人日本財団（以下「甲」という）及び、木更津市（以下「乙」という）は、「日本財団 災害対策拠点」（以下「本拠点」）の整備ならびに運営（以下「本事業」という）を円滑に実施するため、本協定を締結する。

## 第1条（目的）

本事業は、災害対策基本法に定める「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」の切れ目ない実践モデルを甲乙連携のもと構築し、木更津市地域防災計画をはじめとした災害対策の充実と公益の増進に資することを目的とする。

## 第2条（実施内容）

甲及び乙は、以下に掲げる事業を実施する。

### 1 甲は次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 災害対策に関する研修、訓練
- (2) 災害対策に関する資機材や物資の備蓄、管理
- (3) 発災時に支援を行う団体等を対象とした資機材や物資の提供及び本拠点の活用
- (4) 本事業の成果等の情報発信
- (5) 前各号の実施に必要な資機材の調達、工事等による環境整備

### 2 乙は次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 本事業に関する行政財産の使用等に対する協力
- (2) 乙における防災会議等での本事業の報告
- (3) 本事業の成果等の情報発信
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害対策事業に関する本拠点を利用した取組みの実施

## 第3条（経費の負担）

甲、乙各々が実施する事項に要する経費は、原則として各自の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、当事者間の協議によるものとする。

## 第4条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定の締結日から2026年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに協定の更新手続きを実施した場合は、最長で更に3年の2029年3月31日まで同条件での協定を締結できるものとする。

なお、甲及び乙は、有効期間内において、相手方に3か月前に通知することにより双方協議の上、本協定を解除することができるものとする。

#### 第5条（存続、継承の協議）

甲及び乙は、本協定の有効期間内に、本事業の存続、継承に向けた協議を行うものとする。

#### 第6条（その他）

本合意書に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲と乙間で誠意をもって協議し、別途定めるものとする。

以上本合意の成立を証し、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023（令和5）年 3月27日

甲 東京都港区赤坂一丁目2番2号  
公益財団法人 日本財団  
会 長 笹 川 陽 平

乙 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号  
木更津市  
木更津市長 渡 辺 芳 邦